

老後資金二〇〇〇万円不足問題をめぐって

(公財)年金シニアプラン総合研究機構理事長・一橋大学名誉教授

高山 憲之

一 はじめに

金融審議会市場ワーキング・グループ報告書(案)「高齢化社会における資産形成・管理」(以下、金融庁レポートと略称する)の全容が二〇一九年五月二二日に明らかになった(注1)。その翌日、朝日新聞は朝刊で山口博敬・柴田秀並両氏による署名記事「人生一〇〇年時代の蓄えは？」を掲載し、「政府が年金などの公助の限界を認め、国民の「自助」を呼びかけ」ていると報じた。この朝日新聞記事は大きな波紋を呼び、その後、老後資金「二〇〇〇万円不足」問題として一大騒動に発展した。

冷静に隅々まで読めば、金融庁レポートは資産形成やその管理をめぐる問題を包括的かつ多面的に議論しており、有用な部分が多い。また、仮に、二〇一九年夏の参議院選挙後にレポートが公表されたとすれば、これほどまでの騒

動にはならなかったかもしれない(注2)。ただ、老後の生活設計という、多数の国民が強い関心を持ちつつも、大きな不安を抱えている問題を取り上げる際には、配慮すべき点が多々ある。そのいくつかについて金融庁レポートには配慮に行きとどかない面があった(注3)。本稿では、その主要な問題点を七つ述べ、読者の参考に資したい。

二 統計調査結果の読み方

金融庁レポートでは、まず、総務庁統計局『家計調査年報』(二〇一七年版)から高齢夫婦無職世帯(夫六五歳以上、妻六〇歳以上)の家計収支に関する平均的な姿を引用し、「毎月の赤字額は約五万円」(一〇ページ)となっているとして、この赤字額が「毎月発生する場合には、二〇年で約千三百万円、三〇年で約二〇〇〇万円の(貯蓄)取崩

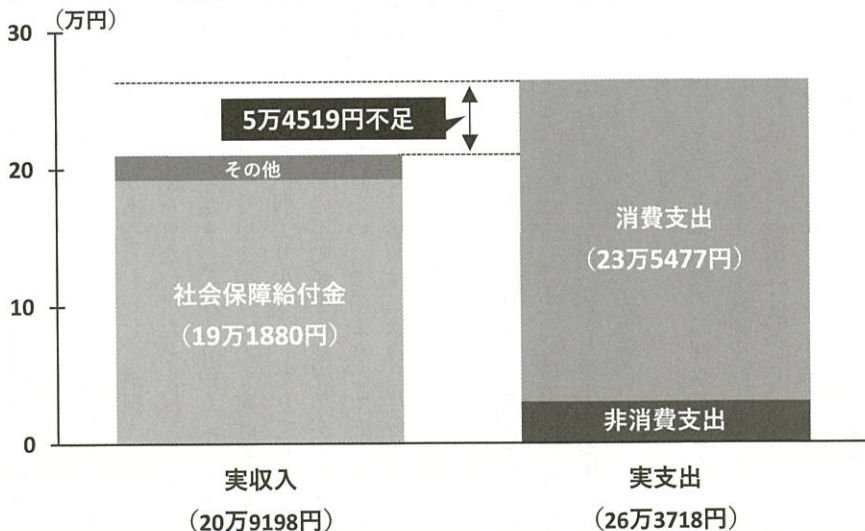
しが必要になる」(二六ページ)と記述している。

高齢夫婦無職世帯の家計収支は図表1のようになっていた。無職世帯であるので、収入月額(実収入)二〇万円〇〇〇円強は、あらかじめ決まっている。さらに高齢無職世帯では現に保有している資産額(土地などの不動産や金融資産)を増やすことも事実上、不可能に近い(資産相続が期待できる場合は、この限りではない)。したがって、資産額も、あらかじめ決まっている。そうした中で、税金や社会保険料(図表1では非消費支出)を支払った上で、人生の残り時間等を勘案しながら、消費支出をどの程度にするかを考えたはずであり、消費支出月額二三万五〇〇〇円強は、その結果である。つまり消費支出月額は諸々の制約を考慮した結果にはかならない。

『家計調査年報(貯蓄・負債編)』によると、高齢夫婦無職世帯は同時点で金融資産を二〇〇〇万円強保有していた(平均額)。これだけの金融資産を保有していたからこそ、収入を上回る支出(赤字額。月額で約五万五〇〇〇円)が可能になったのである。

仮に、保有する金融資産が一〇〇〇万円あるいはそれ以下であったとすれば、消費支出は月額二三万五〇〇〇円強にはならず、それより少なめになっていたに違いない。日本の高齢者は、賄える範囲内で家計をやりくりするのが一般的だからである。

図表1 高齢夫婦無職世帯の家計収支月額：平均値



出所：総務庁『家計調査年報』(家計収支編、2017年)

月収が決まっている場合、高齢家計の支出額および赤字額は預金をはじめとする保有資産額の多寡や持ち時間（何歳まで生きるか）の長さ等で変わる。あらかじめ決まっているわけではない。

金融庁レポートは家計の「不足額は各々の収入・支出の状況やライフスタイル等によって大きく異なる。当然、不足しない場合もありうる」（二一ページ）と記述している。公的年金給付だけで賄うことができる（あるいは賄わざるを得ない）場合もあれば、老後貯蓄として五〇〇万円ないし一〇〇〇万円あれば足りる場合もある。さらには老後貯蓄が五〇〇〇万円必要な人もいる一方、それが一億円あっても足りない人もいる、と言外に示唆しているようにみえる。

ところが、インパクトの強い具体的計数として紹介しているのは、「まだ二〇一三〇年の人生があるとすれば、不足額の総額は単純計算で一三〇〇万円～二〇〇〇万円になる」（二二ページ）という部分だけであり、他の具体的計数には言及していない。紹介された具体的計数は前掲の図表1で説明した家計の平均的な姿に基づいている。

前掲の図表1が物語っているのは、「貯蓄残高が二〇〇〇万円プラスアルファあれば、月々五万五〇〇〇円弱の家計赤字（支出超過）を計上することができる」ということではないか。仮に、そうだとすると、仮定と結論を入れかえた逆の命題「月々の家計赤字額が五万五〇〇〇円弱の場

合、必要となる貯蓄額は二〇〇〇万円程度になる」は成立するのだろうか。

無職で過ごす残りの人生を三〇年と仮定すると、この命題は成立する可能性がある。しかし、選択オプションは貯蓄の積み上げだけに限られない。たとえば、働く期間を延長して無職で過ごす年数を三〇年より短く（たとえば一〇～二〇年に）したり、支出を切りつめて家計赤字額の発生を月々五万五〇〇〇円弱より少なくしたりすることもできる。あるいは、手持ちの不動産を一部売却することを選択する人もいるかもしれない。このようなオプションを選択した場合、必要となる貯蓄額は二〇〇〇万円を下回る。逆は必ずしも真ではないのである。

金融庁レポートは「老後の生活においては年金などの収入で足らざる部分は、当然、保有する金融資産から取り崩していくこととなる」（一六ページ。傍線は筆者）と短絡的に考え、「不足する約五万円が毎月発生する場合には、……約二〇〇〇万円の取り崩しが必要になる」（一六ページ）と言い切ってしまった。

ただ、金融庁レポートは後段の二四ページで「自ら望む生活水準に照らして必要となる資産や収入が足りないと思われるのであれば、各々の状況に応じて、就業継続の模索、自らの支出の再点検・削減、そして保有する資産を活用した資産形成・運用といった「自助」の充実を行っていく必

図表2 家計調査年報における金融資産と赤字月額：平均値

	金融資産 (万円)	家計収支 赤字月額 (円)
2002年	2,426	38,413
2003年	2,393	32,328
2004年	2,423	42,277
2005年	2,541	35,455
2006年	2,446	44,657
2007年	2,408	46,221
2008年	2,399	49,388
2009年	2,287	42,125
2010年	2,225	41,191
2011年	2,204	42,950
2012年	2,251	51,674
2013年	2,364	57,592
2014年	2,386	61,560
2015年	2,427	62,326
2016年	2,443	54,711
2017年	2,484	54,519
2018年	2,344	41,872

出所：杉田（2019）

要がある」とも述べている。前段の一六ページの言明とは明らかに異なる記述である。仮に、この二四ページの記述を基本スタンスにして、一六ページの関連部分を展開していれば、「貯蓄二〇〇〇万円必要」（中日新聞、二〇一九年六月四日）などと報道されることはなかったに違いない。

なお、金融庁レポートでは月々の家計赤字として約五万五〇〇〇円を想定している。この計数は『家計調査年報』二〇一七年版から引用したものである。この計数は統計的にみて信頼性が高く、安定的かつ頑健（ロバスト）なものだと言えるだろうか。杉田（二〇一九）によると、二〇〇二年から二〇一八年の家計調査年報をみると、金融資産の平均値は二二〇〇万円強から二五〇〇万円強の間にあ

り、比較的安定している。一方、家計収支の赤字月額（平均値）は三万二〇〇〇円強から六万二〇〇〇円強の間に分布しており、バラツキが大きい（図表2）。日本経済の不況色が強まった二〇〇〇年代初頭や、リーマンショック後は節約モード一色となり、赤字計上額が少なめ目になるように支出を調整した可能性がある。いずれにせよ、赤字月額の平均値五万五〇〇〇円弱も、議論のベースとするには疑問が残る。

三 平均値情報の安易さと落とし穴

老後における月々の家計赤字、約五万五〇〇〇円は金融庁レポートがリタイア後の平均的な姿として引用したものである。しかし、身長や体重と違い、収入や消費支出、貯蓄等の経済変数は分布が歪んでおり、それらの平均値は上から数えて三分の一前後にあるケースが多い（注4）。上から数えても下から数えても五〇%のところにある計数（中央値）とは一致せず、さらに、周りをみて最も世帯数の多い最頻値とも合致しない。ちなみに、経済変数の最頻値は中央値を多少とも下回ることが少なくない。つまり、平均的な姿といっても、階層的には「中の中」ではなく、事実上「中の上」の姿をそれは指し示したものに等しい。金融庁レポートが仮に「中の上」の階層向け情報発信を意

図したものであったとすれば、具体的な計数として月々五万五〇〇〇円弱の家計赤字という金額を例示することには、それなりの意味があったかもしれない。しかし、広く一般国民向けに情報発信することを意図していたとしたら、具体例を一つだけ（月々五万五〇〇〇円弱の赤字額）ではなく、複数示す必要があったのではないか。

平均値は全体像を知る上では、それなりに有用な情報である。計算が容易であることもあり、平均値はあらゆるところで使われている。ただ、老後設計という個人差が顕著な見取図の中で平均値のみを語ると、それは不安や反発を招きやすい。多数派にとって、平均値は手の届かないところにあり、基準値とはなり得ないからである。その落差が不安を強め、欲求不満を高めてしまう。子どもの学費を準備することで精一杯の人、あるいは住宅ローンの支払い等で日々の生活に追われている人にとっては、「老後貯蓄二〇〇〇万円なんて無理」となるのも不思議ではない。二〇〇〇万円という平均値情報が少なからぬ国民の神経を逆なでしたおそれがある。

四 退職一時金や企業年金の取りあつかい

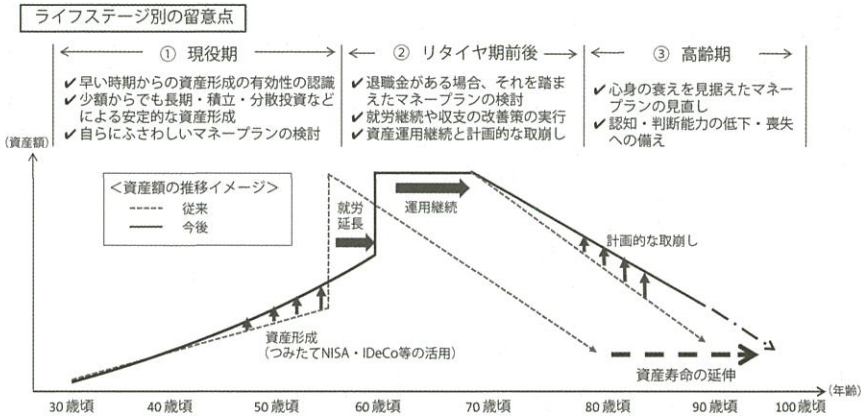
金融庁レポートは退職一時金や企業年金についても現状や今後の見通しを概略的に記述している。すなわち「退職

金給付制度がある企業の全体の割合は徐々に低下しており、二〇一八年で約八〇%となっている。この割合は企業規模が小さくなるにつれて小さくなる。…また、定年退職者の退職給付額を見ると、平均で一七〇〇万円〜二〇〇〇万円程度となっており、ピーク時から約三〜四割程度減少している。…今後見込まれる雇用の流動化の広がりや踏まえる、退職金制度の採用企業数や退職給付額の減少が続く可能性がある」（二二一〜二二五ページ）としている。

ただ、老後資金として形成する必要があるとしている一三〇〇万円ないし二〇〇〇万円の中に、この退職一時金や企業年金給付を含めているのか否かは、本文では明示していない。仮に、それを含まれるとすれば、老後資金として青年期に準備する必要のある金額は、一三〇〇万円〜二〇〇〇万円をかなり下回る。他方、退職一時金や企業年金給付を含めないとすれば、それは、退職給付の少ない（あるいは、全くない）中小零細企業の給与所得者やパート労働者、あるいは非給与所得者の話になる。その場合、恵まれたサラリーマン経験を有する人をそれなりに含む家計調査データの平均値と結びつけて議論することは不適切となってしまう。

金融庁レポートには本文とは別に参考資料として「高齢社会における資産形成・管理」の概要と題する一枚の図表が添付されている。それを再生したのが図表3である（行

図表3 高齢社会における資産形成・管理の概要



政や金融業界向けのメッセージは省略した。ここでは、退職時に資産額がジャンプして跳ねあがる絵が描かれている。退職一時金があることを想定した絵柄である。

五 リタイア後の無職期間

もう一つ、リタイア後の無職期間が二〇～三〇年に及ぶ、という仮定についても議論の余地がある。金融庁レポートは、日本における六五～六九歳層の就業率が世界的にみて格段に高いこと、また、高齢者の体力レベル向上が顕著であり、思考レベルも高いこと、を指摘し、高齢者の就業継続は今後も続くのではないかと述べている(一〇～一二ページ)。日本政府も人生一〇〇年時代に備えるために、六五歳以上になっても可能なかぎり長く働くことを強く推奨しており、その実現に向け、具体的な政策措置を今、次々と打ち出している。

これらの点を踏まえると、リタイア後の無職期間は将来においても、今と殆ど変わらず、一〇～二〇年にとどまる可能性が高い。それが三〇年に及ぶのは一部の特別な人に限られるのではないか(注5)。

いづれにせよ、老後貯蓄として用意する必要がある金額は一人ひとり異なる。一三〇〇万円ないし二〇〇〇万円は一部特定の人にとって老後貯蓄の目標額になりうるものの、

多数派にとつては、その基準値とならない。

六 公的年金の将来

金融庁レポートは「公的年金制度が多くの人にとつて後の収入の柱でありつづけることは間違いない」(二四ページ)としながらも、「公的年金…の給付水準は今後、調整されていく見込みである」(四三ページ)と記述している。朝日新聞の記者が記事を発信する直前(五月二二日)の案文では、後段は「公的年金…の給付水準は中長期的に低下していく見込みである」となっていた。この後段の記述は、現行制度が不変のまま維持されるケースを暗黙のうちに想定している。

周知のように公的年金制度は、これまで少なくとも五年に一回の間隔で改正されてきた。時代の変化に合わせて制度内容を改めてきたのである。年金制度をとりまく環境は今後とも変わっていく可能性がきわめて高い。その場合、現行の公的年金制度が将来にわたつて不変のまま維持されることは、まず、ないだろう。

年金の財政検証結果は二〇一九年の夏頃に発表される予定であったが、金融庁レポートが公表された段階では、二〇一九年の財政検証結果は明らかにされていなかった。しかし、五年前の二〇一四年の財政検証結果は利用可能であ

り、そこには将来における制度改正の選択肢が三つ示されていた。すなわち、オプシオンⅠとして、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合、オプシオンⅡとして、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、オプシオンⅢとして、基礎年金の拠出期間を四〇年から四五年に延長し、納付年数が伸びた分にあわせて基礎年金が増額する仕組みとした場合、がその選択肢である。このうちオプシオンⅠについては、二〇一六年の制度改正により、年金給付の名目下限額を堅持しながらマクロ経済スライドの未調整分は翌年度以降に繰りこして調整するというキャリアオーバー方式が導入され、さらに、年金額は賃金変動にあわせて改定するというルールに改められた(実施は二〇二二年度から)。オプシオンⅠは既に部分的に実現している。オプシオンⅡとⅢについても、国会における今後の議論を経て、早晚、実現するだろう。

仮に、オプシオンⅢが実現すると、厚生年金のモデル年金水準(所得代替率)は最終的に五〇%強から五七%強まで底上げされる(ケースE)。これに加えてオプシオンⅠとオプシオンⅡが実現することになれば、年金の給付水準は二〇一四年当時の水準(六二・七%)とほぼ遜色ないものになる。さらに、六五歳以降も就業を継続し、年金の繰り下げ受給を選択すれば、年金の給付水準は現行水準以上

になりうる。このような内容は既に二〇一四年の財政検証結果から読みとることができたはずである(注6)。

ちなみに、世界の年金専門家は長寿化対応の主な柱としてワーク・ロンガー(work longer)を、こぞつて推奨している。そうすれば、公的年金だけでなく企業年金の給付も底上げが可能となるからである。

今の若者は、彼(彼女)らの両親や祖父母の世代よりも総じて長生きすることになる。そのとき、年金負担を引き上げずに年金給付は両親の世代と同じ年齢から受給しはじめるとすれば、受給月額の水準は下がらざるを得ない。両親の世代と同水準の年金月額を受給するためには、就業期間を長くして拠出期間を延長することが有力な必要手段となる。

要するに、公的年金の将来は今後の取りくみ次第で大きく変わりうる性格を持つており、現在の給付水準と同程度の年金を受給することは今後の制度選択により可能となっている。公的年金の給付水準を底上げする方法は複数あり、今後の選択如何により、その水準低下は避けうるのである。遺憾ながら金融庁レポートは、オプション試算を含むこれらの諸点に関して踏みこんだ記述を一切していない(注7)。

税制優遇との関連で言えば、全体として公的年金の水準が今後どうなるかという点ではなく、給与水準が相対的に高い人びとの公的年金水準の低さに着目すべきであったか

もしれない。最終年俸の二〇〜三〇%にしかならない公的年金給付だけでは、リタイアする前の生活水準を維持することができないからである。退職一時金があるとはいえ、老後貯蓄の必要性が高いのは彼らではないか。

七 マネープラン作成の前に

金融庁レポートは「今後は自らがどのようなライフプランを想定するのか、そのライフプランに伴う収支や資産ほどの程度になるのか、個々人は自分自身の状況を「見える化」した上で対応を考えていく必要がある」(二四ページ)としている。ただ、マネープランを作成する前に設計すべきライフプランの内容については、ほとんど言及していない。

一人ひとりの人生が凝縮されているのが老後である。思いどおりにならなかつたことも多々あり、予想外の事態に巻きこまれたこともある。人生の機微にふれる面も少なくない。格差も大きく、考え方も人それぞれ異なる。人並みの人生を送ることを大事にする人がいる一方、他人をあまり気にせず、個性重視を貫く人もいる。健康状態、保有資産の状況、家族の状況等も一人ひとり違う。

老後の生活を有意義、かつ、幸せに過ごすために必要となるものは、お金(マネー)だけに限られない。健康や生きがいも重要な要素となる。お金をいくら貯めても、健康

を害してしまえば、そのお金を思いどおりに使うことは殆どできなくなる（ただ、病気やケガ、さらには要介護の状態になったとき、多少のお金があれば、それがなるときよりも快適に過ごすことが可能になるかもしれない）。その意味では、まず何よりも健康が大事である。無病息災とはいかなくなるおそれが大きいものの、「一病息災」を心がけ、病気等と上手につきあっていくことが肝要となる。そして健康維持のため、青壮年期から適度の運動と栄養バランスの良い食事、一日七時間程度の睡眠、の三つを重視し、生活習慣化していく。ライフプランの重要な柱となるのは、このような生活習慣の形成である。

一方、生きがいは人それぞれであり、違いが大きい。家族や友人・知人・地域とのつながり、自然とのふれあい、趣味、自己啓発、気ままな自由時間、仕事、などなど。自分が夢中になれるもの、自分にとって大切なものや大事なことを見定め、それに自分の時間とお金、エネルギーを重点的に配分する。「あれもこれも」といつて欲張つてみても、それは、どのみち叶わなくなる（注8）。

生きがいを実感しながら生きていくのに必要な蓄えの額も人さまざまである。蓄えは多いに越したことはない。ちなみに巨額の蓄えがないと追求することができない趣味もある。しかし、蓄えが少なくても、少ないなりに生きがいや幸せを感じながら生きていくことは不可能ではない。言

うまでもなく、お金は幸せや生きがいを追求するための手段である。蓄財は人生の目的とはなり得ない。

要するに、ライフプラン次第でマネープランも大きく左右される。ライフプランなしにマネープランは立てられないはずである。

八 伝え方と伝わり方

これまで述べてきたことの多くは、金融庁レポートにも似たような記述がある。五一ページにわたるレポートを丁寧に隅々まで読んでくれれば、誤解など生じないはずだという反論もあるだろう。ただ、レポート全体を読んでくれる人は絶対少数にとどまり、朝日新聞をはじめとする各種メディアの紹介記事を目にするだけの人が圧倒的に多い。これが現実である。

紹介記事を書く人は金融問題に精通していない素人が圧倒的に多い。彼らにとって資産運用や資産管理の問題は、なじみが薄く、理解するのも容易ではない。むしろ、公的年金の将来や老後貯蓄の必要額の方が切実な問題であり、「自分ごと」（二六ページ）、我がこととして自分の心に突きささるものがある。その問題を金融庁レポートは本論の前段で論じており、しかも、インパクトの強い具体的数字を例示している。その部分を切りとれば、多くの読者を

惹きつけ、訴求力のある記事を書けるのではないか。そのように記者が考えたとしても、それは不思議ではない。

字数に制限のある記事では、記事全体のバランスよりも、記事のアピール力、強さが優先される。ただし書き等は全部、捨象され、具体的な数字と結論のみが紹介される。

ざっくり言えば、誤解されるおそれがあることを承知の上で紹介記事を書いているのではないか。

伝えたいことと、実際に伝わったことが違ってしまふことは、しばしば生じる。多数の人が直感的に反応しやすい問題で具体的計数を使う場合には、この意味で細心の注意が必要となる。金融庁レポートは、この点における配慮が足りなかつたと言わざるを得ない。

九 おわりに

金融庁レポートは麻生太郎金融相が正式な報告書として受けとることを拒否し、結局、案文のままに留めおかれたNISA恒久化への土台づくりは仕切りなおしとなり、先送りされてしまった。経済成長に必要な資金の供給を拡大させ、資本市場の活性化を図るといふ原点到立ちかえった再検討を望みたい。

一方、金融庁レポートは、老後生活の設計という国民一人ひとりにとって避けて通ることができない問題の重要性

を、図らずも多くの人に意識させることになった。ライフプランやマネープランを考える格好のきっかけを提供したのである。それを受けて、公的年金のあり方に思いをいたしつつ、各自が老後設計について、これまで以上に深く、かつ具体的に考えるようになることを期待したい。

注

1 報告書の最終案は同年六月三日に取りまとめられ、発表された。本稿における引用は一部の例外を除き、この最終報告書案をベースにしている。

2 金融庁レポートは、NISA（少額投資非課税制度）の恒久化という、金融庁の悲願を達成するための土台づくりが本来の使命であった。もともとNISAは、二〇一二年一二月に発足した第二次安倍内閣が組閣後すぐに、経済成長に必要な資金の供給（株式や債券への投資）を拡大するために、その新設を決めたものである（二〇一四年一月実施、一〇年間の時限措置つき）。

なお、税制改正要望は毎年八月末に行われる。それらに間に合わせるためのスケジュールとして、夏の参議院選挙前の六月初旬がワーキング・グループの報告書提出日としてセットされたと言われている。その結果、政争がらみの想定外の批判（国は年金制度を放り投げた、年金制度は国家的な詐欺だ、云々）や、あらぬ誤

解（不安ビジネスや金融詐欺グループに格好のお墨つきを与えている、高齢者の節約マインドを一層強め、不況を誘発する、等）を招くことになった。

3 金融庁は主に専門家集団を行政の対象としており、国民一般を直接の相手とすることに不慣れであったかもしれない。

4 詳細は『全国消費実態調査』の個票データを駆使して取りまとめられた高山・有田（一九九二）を見よ。

5 図表3を見ると、就労延長（定年延長か）は六〇歳頃までにとどまっている。金融庁レポートは六〇歳以降における継続雇用を想定しなかったのだろうか。

6 二〇一九年八月二七日に公的年金に係る二〇一九年の財政検証結果が発表された。それによると、現在二〇歳の世代は、現行制度が変わらなくても、六六歳九ヶ月まで就業を継続し、繰り下げ受給を選択すれば、二〇一九年度に六五歳となった世代と同一の年金水準を確保できることが示されている。あるいは、現行制度が変わり、基礎年金の拠出期間が四五年に延長され、同時に六五歳以上の在職老齢年金が廃止される場合、六五歳一〇ヶ月までの就業延長と繰り下げ受給を選択すれば、前述と同程度の年金水準を確保できることも示されている。

7 現在と同程度の年金水準が将来においても選択次第で

確保される可能性があるというメッセージは、金融庁レポートにとっては不都合な真実であったかもしれない。「公的年金の給付水準は中長期的に低下していく」と言わなければ、老後貯蓄の優遇策を正当化することができない、と考えたフシがある。

8 生きがいがあるのが日々の、ちよつとした小さな喜びにあると指摘しているのは茂木（二〇一八）である。死を前にして最期にしたいこと、食べたいもの、聴きたい音、会いたい人、読みたい本、等々を事前に考えることが、自分の生きがいを確認することにつながる。その一例を紹介しているのが吉田（二〇一九）である。

参考文献

杉田健（二〇一九）「老後二〇〇〇万円」金融庁報告書の課題」年金研究調査レポート、年金シニアプラン総合研究機構 https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr_r01_07.pdf

高山憲之・有田富美子（一九九二）「高齢夫婦世帯の所得・消費・資産」経済研究、四三（二） http://takayama-online.net/Japanese/thesis/pdf/199204_Keizai.pdf

茂木健一郎（二〇一八）『IKIGAI 日本人だけの長く幸せな人生を送る秘訣』（恩蔵絢子訳）新潮社

吉田晋（二〇一九）「妻が願った最期の「七日間」 投書

にこめられた夫婦の物語」withnews (ウイズニュース)

<https://withnews.jp/article/f0180411001qg000000000000000000>

G00110401qg0000017141A

